

令和6年1月1日以降出産の方へ

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

健康保険法一部改正に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減措置等が講じられます。

## 対象となる方・受付期間

- **令和6年1月1日以降に出産予定の国民健康保険組合被保険者の方が対象です。**  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- **出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。**

## 国民健康保険料の免除方法

- **出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。**

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- **保険料を免除する対象は、出産した被保険者の保険料のみとし、同一世帯の家族の保険料は含みません。**

- **出産後の申請であっても、免除対象期間の保険料より遡って返還致します。**

## 届出に必要な書類

出産する（した）被保険者は事業主へ申出を行い、事業主から当国保組合へ提出して下さい。

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

## 届出先

〒910-0016 福井市大宮6丁目13-6 セレクトビル202  
福井県薬剤師国民健康保険組合 TEL：0776-26-1980 FAX：0776-26-1983